

## 埼玉県東部地域道路交通研究会規約

### ( 名 称 )

第1条 本会は、「埼玉県東部地域道路交通研究会（以下「研究会」という。）」と称する。

### ( 目 的 )

第2条 研究会は、埼玉県東部地域の道路交通について調査、分析し、『新たな交通システムの導入、構築に向けた施策の研究』、災害対策、渋滞対策、地域振興等、まちづくりに資する施策提言を行うことを目的とする。

### ( 検討調整事項 )

第3条 研究会は、次の事項について検討調整・情報共有を行う。

- (1) 東部地域における新たな交通システムの導入、構築に関すること
- (2) 東部地域における MaaS（パーク&ライド等）に関すること
- (3) 東部地域における道路交通課題に関すること  
(災害時における交通流動、避難経路等)
- (4) その他必要な事項

### ( 構 成 )

第4条 研究会は、別表の構成員とする。

2 構成員の追加・変更は、研究会の承認を得るものとする。

3 研究会に、「交通分析・システム検討部会」と「災害、渋滞、地域振興シミュレーション部会」の2つの部会を置く。

### ( 役 員 )

第5条 研究会に次の役員を置く。

会 長      1 名

副会長      2 名

幹 事 2 名

監 事 2 名

( 役員 の 任期 )

第 6 条 研究会の役員 の 任期は、2 年 と する。た だ し、再 任 は 妨 げ な い。

( 役員 の 職務 等 )

第 7 条 会 長 は 研 究 会 の 会 務 を 総 括 す る。

2 副 会 長 は 会 長 を 補 佐 し、会 長 に 事 故 あ る と き は そ の 職 務 を 代 理 す る。

3 幹 事 は 研 究 会 の 運 営 を 推 進 す る。

4 監 事 は 研 究 会 の 業 務 及 び 会 計 を 監 査 す る。

5 会 長 は、必 要 に 応 じ て 構 成 員 以 外 の 関 係 者 の 出 席 を 求 め る こ と が で き る。

( 研 究 会 の 運 営 )

第 8 条 研 究 会 は、会 長 の 発 議 に 基 づ い て 開 催 す る。

2 研 究 会 は、運 営 に あ た り 必 要 な 資 料 等 を 事 務 局 に 求 め る こ と が で き る。

( 守 秘 義 務 )

第 9 条 研 究 会 の 資 料 及 び 情 報 等 に 秘 密 保 持 の 取 り 扱 い を 求 め る 必 要 が あ る

と き は、参 加 各 位 が 協 議 の う え、別 途 定 め る も の と す る。

( 研 究 会 の 公 開 に つ い て )

第 10 条 研 究 会 は、非 公 開 と す る。

( 事 務 局 )

第 11 条 研 究 会 の 運 営 事 務 を 行 わ せ る た め、事 務 局 を 会 長 所 在 の 市 町 に 置 く

も の と す る。

( 費 用 )

第 12 条 研究会の運営に必要な費用は、構成市町からの負担金をもって充てる。負担額については、研究会で決定する。

( その他 )

第 13 条 本規約に定めるもののほか、必要な事項はその都度協議して定めるものとする。また、本規約の改正等は、出席役員の過半数の賛同をもって行うことができるものとする。

附 則

( 施行期日 )

本規約は、令和 5 年 2 月 1 0 日から施行する。

附 則

( 施行期日 )

本規約は、令和 5 年 5 月 3 1 日から施行する。

附 則

( 施行期日 )

本規約は、令和 6 年 4 月 1 5 日から施行する。

## 別表

役職	構成員
会長	八潮市長
副会長	越谷市長
副会長	三郷市長
幹事	春日部市長
幹事	吉川市長
監事	草加市長
監事	松伏町長
アドバイザー	東京大学大学院 工学系研究科 西野 成昭 教授
オブザーバー	国土交通省関東地方整備局 北首都国道事務所長
オブザーバー	埼玉県 企画財政部交通政策課 課長
オブザーバー	埼玉県 県土整備部県土整備政策課 政策幹
オブザーバー	埼玉県 都市整備部都市整備政策課 課長

(事務局) 八潮市